

法人関係変更届

必要書類・提出方法

令和4年10月版

受理書の郵送を希望する場合のみ、返信用封筒（定形封筒）に84円切手を貼って、**返信先の宛て先を明記**のうえ同封してください。 ※郵便番号も忘れずに記入してください

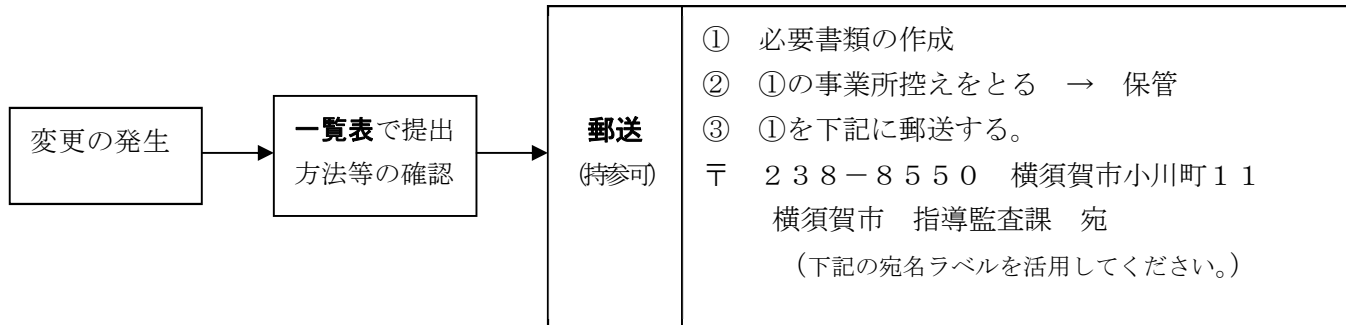
1 届出が必要な変更事項、届出時期、必要書類、提出方法

⇒ 次ページの一覧表で確認してください

2 届出手順

(1) 提出方法：郵送（持参可）

(2) 提出期限：原則として、変更があった日から10日以内（当日消印有効）



郵送用ラベル

こちらをコピーの上、使用されると便利です。



〒238-8550 横須賀市小川町1-1

横須賀市 指導監査課 御中

<法人関係変更届 在中>

法人変更届出一覧表（提出方法・必要書類）

★ 法人関係の変更届は、事業所ごとではなく法人単位で提出してください。

変更内容		必要書類		備考
		届出用紙	添付書類	
1	法人代表者及び 役員の交代 (氏名・住所変更を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7号様式 ・ 変更届管理票 (法人用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の登記事項証明書 (謄本) ・ 法人役員名簿 ・ 法人代表者等誓約書(※1) ・ 市内事業所一覧表(※2) ・ 返信用封筒 <p>(※1)法人代表者誓約書は、各事業所で運営しているサービスに対応する誓約書(下記参照)を添付してください。</p> <p>①居宅サービス(70条)、介護予防サービス(115条)一体用 ②居宅サービス(70条)、総合事業(140条)一体用 ③居宅サービス(70条)、介護予防サービス用(115条)、総合事業(140条)一体用 ④居宅サービス(70条) ⑤介護予防サービス用(115条) ⑥総合事業(140条) ⑦居宅介護支援(79条) ⑧介護老人福祉施設(86条) ⑨介護老人保健施設(94条) ()は介護保険法上の適用条文</p> <p>居宅サービスと介護予防サービスを運営している法人は、(①居宅サービス・介護予防サービス用)のセットになった誓約書を添付してください。</p> <p>(※2)市内事業所一覧表 所管する市内の事業所が一つの場合、添付は不要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書(謄本)は原本 ・ 登記事項証明書(謄本)に記載のない役員の交代は登記事項証明書(謄本)不要 ・ 氏名・住所変更の場合、法人代表者等誓約書は必要ありません。
2	法人の所在地変更 (移転、住居表示変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7号様式 ・ 変更届管理票 (法人用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の登記事項証明書 (謄本)(住居表示変更の場合は市発行の住居表示変更証明書の写し) ・ 市内事業所一覧表(※2) ・ 返信用封筒 	※郵便番号を記入
3	法人の名称変更 (合併による)	変更ではなく、「廃止」と「新規」の申請になります(予約の上来庁)。		
4	法人の名称変更 〔有限会社から株式会社への変更も含む〕 (合併除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7号様式 ・ 変更届管理票 (法人用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の登記事項証明書 (謄本) ・ 市内事業所一覧表(※2) ・ 返信用封筒 	
5	法人の電話、FAX番号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7号様式 ・ 変更届管理票 (法人用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内事業所一覧表(※2) ・ 返信用封筒 	
法人区分の変更	6 組織変更 株式⇔合名、 合資、合同	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7号様式 ・ 変更届管理票 (法人用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の登記事項証明書 (謄本) ・ 市内事業所一覧表(※2) ・ 組織変更計画書 ・ 返信用封筒 	

	7 6以外	変更ではなく、「廃止」と「新規」の申請になります（予約の上来庁）。
--	-------	-----------------------------------

- 受理票は再発行しませんので、控えの書類と合わせてきちんと保管してください。
〔受理票は、市が届出を受理したことを示す唯一の書類となります。法人・事業所名、所在地、代表者の変更の場合でも、新たに指定通知書は発行しません。〕
- 受理票は、同封された返信用封筒にて返送します。
- 変更届管理票の添付がないと受理票を発行しませんので、必ず添付してください。
- 介護情報サービスかながわの掲載情報の変更は、原則処理月の翌月からですが、月末処理の場合、システム更新の関係から、翌々月以降になることがあります。
- 変更内容によっては、業務管理体制の監督権者に変更届を提出する必要があります。詳しくは、監督権者にお問い合わせください。